

序章

核時代の新たな地平とは

一政 祐行



B61 熱核重力爆弾 (©Jon G. Fuller / VW Pics
via ZUMA Press Wire / 共同通信イメージズ)

「第二の核時代 (second nuclear age)」と呼ばれた時代区分がある。これは、米国と旧ソ連の核対立 (「第一の核時代 (first nuclear age)」) を背景とする冷戦が終結したものの、核兵器を保有する優位性への認識が薄れたわけではないとして、将来、第2、第3の新たな核対立の構図が生まれるであろうとの視点から、グレイによって提唱されたのが始まりだとされる¹。学術的な意味から「第二の核時代」を問う先行研究には分厚い知的蓄積が生まれつつあり、今日に至るまでその数は増え続けている (※論文や文献のタイトルに「第三の核時代 (third nuclear age)」の名を冠するものも含む)。これはすなわち、「第二の核時代」という時代区分が時間の経過とともに変容している可能性があり、また国際政治や国際安全保障のダイナミズムによって、その時々「核時代」として読み解かれるべき事象が付け加わっているためだと考えることができる。こうした「第二の核時代」論をひもとくとき、核軍縮や核兵器廃絶などのキーワードよりも、むしろ核兵器分布の多極化や²、核拡散と近代化競争 (核軍拡競争)、核抑止の計算の複雑化、さらには核の威嚇や限定核戦争、核兵器をオフセットさせる新興技術の拡散³といった文脈での議論を目にすることが多いのも、「核時代」の言説が持つ1つの特徴だといえよう。

冷戦終結からすでに30年が経過する中、核をめぐる国際安全保障環境も大きく変化し続けている。このため、「第二の核時代」を論じた先行研究では、①1995年から1998年頃までに盛んに論じられた「ならず者国家」への核拡散と、それによって核抑止や核ドクトリンの意義に影響が及ぶのではないかとの議論、②連鎖する核拡散の懸念により、国際規範が損なわれる可能性を問うた2000年代中葉の議論、そして③2015年前後の核戦力の近代化競争を背景とした議論という、ライオンの示した3類型が説得力のある説明となってきた⁴。また、ブラッケンは「第二の核時代」の特性を米ソ冷戦の「第一の核時代」のそれと比較するアプローチによって、例えば核抑止では米ソの「2プレイヤーゲーム」であったものが、新たにより複雑なダイナミクスが要求される「nプレイヤーゲーム」となったことや、核の水平拡散の大半が後発優位の下に、比較的低いコストでアジアを中心におこったことなどを指摘してきた⁵。

しかし、近年の核をめぐる国際安全保障環境の変容は、こうした「第二の核時代」論の従来の言説の延長線上にはない、新たな展開を見せ始めていると考えられる。具体的な例としては、中国における核弾頭数の大幅な増強 (核の垂直拡散) と、ポスト冷戦期に削減が進んだ米露の核弾頭数とが2030年代にはほぼ横並びの状況になり得ることで、史上初の「3大核大国」の状況が生じると想定されていること、国連安全保障理事会 (以下、安保理) 常任理事国たるロシアが核の威嚇を背景に、非核兵器国のウクライナに対して武力による現状変更の試みを行っていること、そして核兵器を対象にしたものも含めて、重要な軍備管理条約が相次いで終焉の危機に瀕していることなどが挙げられよう。これらの新たな要素を考慮すると、「第二の核時代」はまさに転換点に差し掛かっていると考えられる⁶。

それでは、今後「核時代」は具体的にどのような政治的・軍事的変化を遂げ、いかなる国際安全保障環境を生むのだろうか。とりわけ、核抑止や戦略的安定、核の威嚇に基づく強要、宇宙、サイバー、電磁波空間に拡大するドメインと核兵器システム、そして軍備管理はどう変化し、あるいは変化しないと考えられるのだろうか。本書はこうした問題意識に基づき、新たな「核時代」の地平を学術的な視座から問い直すものである。

そこで、以下に本書を読み進めるうえで鍵となるいくつかのポイントを挙げておきたい。

1. 「核の復権」と高まる核抑止への期待と懸念

2010年代半ば、ロシアが採用したとされる「エスカレーション制御のためのエスカレーション (escalate to de-escalate: E2DE)」概念の下で、同国が核兵器の限定的使用を含む威圧的な脅しによって、通常戦力で戦われる紛争のエスカレーション制御を行おうとしているとの言説が広まった⁷。このE2DE概念については、実際のところ米国などで採用されてきたエスカレーション制御の考え方と大差ないとする指摘もあった⁸。しかし、冷戦終結後に核兵器国が核兵器を使用する蓋然性は大きく低下したとみなされる状況にあって、ロ

シアが近代化を進めていた核戦力、とりわけ低核出力の新たな核兵器の存在とも相まって、E2DE概念は米国や北大西洋条約機構（North Atlantic Treaty Organization: NATO）の議論をエスカレーション制御の考え方へと再び引き戻すのに十分なインパクトを持っていた⁹。さらに、これに前後して国際政治の表舞台においても「核兵器の長い影」を意識させる事案が相次いだ。2014年のロシアによるクリミア併合後のプーチン大統領の核の威嚇発言を皮切りに¹⁰、2017年から2018年にかけての朝鮮半島核危機の勃発と、米朝首脳間で核の威嚇を交えた応酬¹¹、そして2022年のロシアのウクライナ侵攻以降のプーチン大統領やロシア政府高官らによる度重なる核の威嚇の発言は¹²、いずれも国際安全保障環境に重大な影響を与えてきた。

こうして核兵器の脅威認識が高まる中、冷戦期以来の核抑止力に対する見直しが進む、いわゆる「核の復権」と呼ばれる傾向が強まり始めた¹³。それに伴って、国際社会の端々で核兵器による抑止の安定性への期待感と、それに対する懸念の双方が高まってきたことは否めない¹⁴。いくつかの実例としては、核の威嚇を強めるロシアのウクライナ侵攻を受けて、長きにわたって中立的な外交政策を採ってきたスウェーデンとフィンランドがNATOへの加盟を申請した¹⁵。これに対する評価はさまざまであるものの、「核の同盟」NATOが核の傘を延伸させることになるとの見方もできよう。クリミア併合を境に、ロシアに対する認識を大きく改めたとされるNATOも、2022年の新戦略概念ではロシアを最も重大な直接的脅威とみなし、その強要的な核のシグナリングなどを強く批判した。また、同新戦略概念では中国について初めて言及し、透明性を欠き、軍備管理やリスク低減への関与もない状態での核兵器と戦略運搬手段の開発に突き進んでいる状況に触れたうえで、中露2カ国がルールに基づく秩序を破壊し、NATO諸国の価値や利益に対抗するものだと強調した¹⁶。北東アジアに目を向けると、北朝鮮の相次ぐ軍事的挑発行動と核の威嚇を受ける韓国では、特に北朝鮮が核兵器の先使用方針を鮮明化させ、戦術核の導入に言及する核ドクトリンを発表したのと前後して、韓国独自の核抑止力の是非が公に論じられるようになった¹⁷。こうした中、米韓2国間では拡大抑止戦略協議体（Extended Deterrence Strategy and Consultation Group:

EDSCG）を通じて、北朝鮮の侵略に対する抑止力の強化やその脅威に外交、情報、軍事、経済手段を含むあらゆる手段を用いることなどが確認されるに至っている¹⁸。

2. 「3大核大国」

「3大核大国」とは、中国の核戦力の大幅な増強によって生み出される新たな核抑止の構図を指し、先行研究によっては核の三体問題（three-body problem）とも呼ばれることがある。表1に示すように、今日の世界の核弾頭分布は米露がその9割を保有しており、また新戦略兵器削減条約（New Strategic Arms Reduction Treaty: New START、以下、新START）の合意に基づき、戦略核弾頭の配備数は米露とも1,550発を上限と定めている。こうした中、米国国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」は、2023年5月までに中国が核弾頭数500発以上の運用可能なストックパイルを保有し、2030年までに1,000発以上の運用可能な核弾頭を高度の待機水準の下で配備すること、そして習近平国家主席の掲げた2049年までに人民解放軍を世界水準の軍にするとの目標の下に、2035年までに基本的な近代化を達成するべく戦力を増強し続けるであろうとの予測を示した¹⁹。これが現実のものとなった場合、米中露3カ国が現在の水準からしてそれぞれ核弾頭の配備数でほぼ拮抗する状況が生じる可能性を想定せねばならなくなる。このことが意味するところは、政治的にも軍事的にも大きなインパクトを持つといわざるを得ない。「3大核大国」が対峙する大国間競争の状況では、「第一の核時代」に形成された二極安定下での核の論理が挑戦を受け、核軍拡競争のリスクはもとより、危機的状況において国家が核兵器に頼るインセンティブが一層高まるのではないかと、この見方もある²⁰。米国における先行研究では、例えば冷戦期以来の抑止理論を改め、従来の報復第二撃能力によって戦略的安定を維持するアプローチを見直すとともに、高い精度と即応性を重視する核態勢へと移行すべきとの指摘や²¹、探知も撃墜も困難な極超音速兵器や、指揮統制システムを脅かす宇宙兵器やサイバー兵器の台頭で、核の均衡が崩れ

かねないとの議論もある²²。これに加えて、核兵器と先端軍事技術も含めた非核兵器が「もつれあう (entangled)」状況が生起することで、大国間競争に意図せざるエスカレーションが生じる懸念をもたらしている²³。

さらに、戦略的安定という観点からはもう1つ留意すべき重要な点がある。「第二の核時代」にあって、すべての核兵器国や実質的な核保有国は²⁴、いずれも2カ国以上の潜在的な敵対国の脅威に直面しており、その核態勢や核兵器政策の変化がこうした国々に連鎖反応を呼び起こす可能性があると考えられている²⁵。これはすなわち、核軍拡競争や戦略運搬手段の近代化競争によって、作用・反作用力学とも呼ぶべき複雑な相互作用が生み出される可能性を示唆しており、転換点に差し掛かっている今日の「核時代」の戦略的安定が、実は極めてデリケートなバランスの下にあることをあらためて想起させるものだといえよう。実際に、米国がロシアと中国を同等に抑止しようとすれば、新STARTに基づく1,550発の配備済み核弾頭数では不十分だとの議論を惹起する可能性がある一方で、米国が核戦力増強にかじを切った場合、米国との均衡を維持したいロシアも同様の行動をとり、さらに中国も核戦力を一層上乗せしようとする中で、新たな核軍拡競争が勃発するリスクも指摘されている²⁶。

こうした中、2023年6月、米国バイデン政権のサリバン国家安全保障担当補佐官は、中国の軍備管理への関与を求める取り組みを再開し、意思決定のループ（輪）への人間の介在なしに、人工知能（artificial intelligence: AI）プログラムを核兵器使用の許可には用いない世界的合意の確立を目指すとして、新たな一歩を踏み出す姿勢を示した。それとともに、中国の核軍拡に反応して軍拡競争に突入することよりも、米国が配備する1,550発の核兵器を新技術によって補うことで、包括的な抑止力を維持する旨を述べている²⁷。

3. 核の拡散と近代化

「第二の核時代」論が展開された背景に、1998年のインドとパキスタンの核実験と核兵器保有宣言があったことは言をまたない。これに加えて、2005年

の北朝鮮による核兵器保有宣言と、2006年から2017年にかけての同国による核実験も、前述したグレイの「第二の核時代」論の指摘を裏付ける証左だと考えられよう。しかし、核拡散がこれらの事例のみにとどまらない可能性も否定できない状況にある。例えば、包括的共同作業計画 (Joint Comprehensive Plan of Action: JCPOA) が政治的に動揺する中、ウラン濃縮を進めるイランは、兵器級の高濃縮ウラン生産までに必要なブレイクアウト期間をわずか数日というところまで短縮させているとみられる²⁸。また、もしイランが核兵器を保有すれば、自国も核兵器の取得を追求すると言明したサウジアラビアのムハンマド・ビン・サルマーン皇太子や²⁹、自国の核兵器保有が禁じられているこ

表1 2023年の世界の核兵器分布

国名	配備済み核弾頭	備蓄核弾頭 (使用に準備を要す)	ストックパイル 合計 (軍用備蓄の合計数)	退役・解体廃棄待ち弾頭を含む核弾頭数合計	戦略運搬手段など (極超音速兵器) の開発状況
米国	1,770	1,938	3,708	5,244	AGM-183 ARRW など 2022年度初期運用能力 (極超音速兵器は通常弾頭型)
ロシア	1,674	2,815	4,489	5,889	アヴァンガード (2019)、キンジャール (2018) を配備運用 (核弾頭搭載可能)
英国	120	105	225	225	米英豪安全保障協力 (AUKUS) で開発
フランス	280	10	290	290	不明
中国		410*	410	410	中距離弾道ミサイル DF-17 (HGV DF-ZF を搭載) を 2020年に配備
インド		164	164	164	巡航ミサイル BrahMos-II 開発中 (露印共同開発)
パキスタン		170	170	170	対艦弾道ミサイル P282 開発中
イスラエル		90	90	90	詳細不明
北朝鮮		30	30	30	開発中 (詳細不明)
合計	3,844	5,732	9,576	12,512	

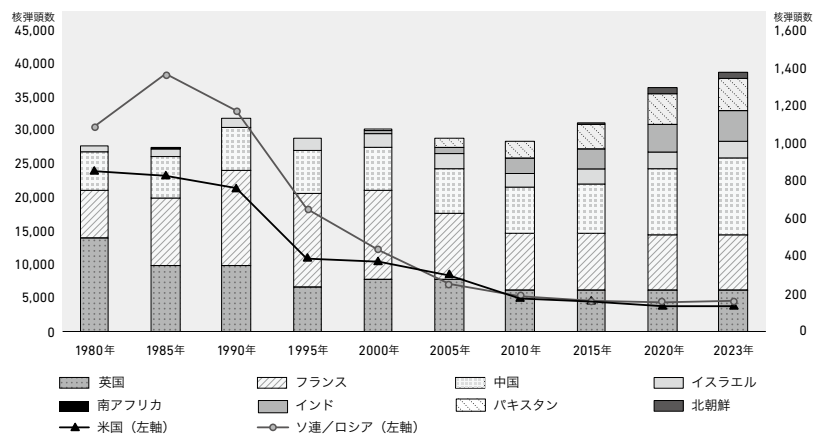
*2023年に500発超の運用可能な核弾頭を保有、2030年に1,000発超の核弾頭保有の見通し。

(出所) “Global Nuclear Arsenals are Expected to Grow as States Continue to Modernize—New SIPRI Yearbook Out Now,” Stockholm International Peace Research Institute (2023); Shannon Bugos and Kingston Reif, “Understanding Hypersonic Weapons: Managing the Allure and the Risks,” Arms Control Association website, September 2021; [U.S.] Department of Defense, “Military and Security Developments Involving the People’s Republic of China 2023 Annual Report to Congress,” October 2023を基に執筆者作成 (□は前年比削減、■は前年比増大)。

とは受け入れ難いと述べたトルコのエルドアン大統領の例に示されるように³⁰、核拡散に対する懸念はまだまだ止まないのが実情である。「核の復権」の下に大国間競争が激しさを増す中、新たな核兵器の水平／垂直拡散の動向には今後も注意が必要だといわざるを得ない。

なお、「第一の核時代」であった冷戦期、地球上に最も核弾頭数が多く存在したのは1980年代であったと考えられている（図1を参照願いたい）。その後の冷戦終結を経て、「第二の核時代」の30年近くにわたり、世界の核弾頭数は一貫して減少の一途をたどってきた。しかし、これまで減少傾向にあった核戦力は、主として5核兵器国のものであって、新興の核保有国においては軒並み核軍備拡張の傾向が続いてきた。また、こうして核兵器を保有する国々で長期的な近代化と拡張計画が進む中、2023年には運用可能な核兵器数が微増ながらも増加に転じ始めたと報じられた³¹。こうした一方で、戦略運搬手段の近代化も重要な焦点となっており、例えば迎撃手段の開発が急務とされる

図1 「第一の核時代」から「第二の核時代」における核拡散動向（1980～2023年）



(注) 本グラフは5年ごとの推計値の推移を示したものであり、例えば核実験に向けた核爆発装置の開発状況などは明示的に反映していない。

(出所) Hans M. Kristensen, Matt Korda, and Eliana Reynolds, "Estimated Global Warhead Inventories 1945-2023," Federation of American Scientists, 2023を基に執筆者がデータ作成、吉田智聡が作図。

極超音速兵器をめぐって、主要な核兵器国や実質的な核保有国の開発・保有状況に注目が集まっている³²。これに関連して、極超音速技術のみに限らず、近年の近代化と技術進歩のペースが戦略的安定の向上よりも、むしろ脅威や懸念という形で新たな不安定性を高めかねないとの見方もあり、技術進歩が極めて流動的な中で、各国が核態勢や核ドクトリンに新興技術を絶えず吸収し、従来とは明らかに異なる新たな核秩序を生み出しているとされる³³。

4. 軍備管理の終焉？

「第一の核時代」以来、軍備管理は戦争勃発の可能性や国防上の政治・経済コストを低下させ、戦争勃発時には戦争の目的や暴力の範囲を狭めるほか、特定の兵器カテゴリの凍結・制限・削減・廃棄、特定の軍事活動の防止、あるいは軍隊の配備の規制、偶発的事態に係るリスクの低減や軍拡競争の減速、そして予測可能性の向上などに広く寄与するものとみなされてきた³⁴。

「第一の核時代」から「第二の核時代」にかけて形成された主だった軍備管理合意は、①核兵器国間の軍備管理・軍縮条約、②核兵器国と非核兵器国にまたがる軍備管理条約、③多国間の軍縮・不拡散条約、④非核地帯条約の4つに大別できる。このうち、主に①と②が「第二の核時代」のさなかにあって、相次いで終焉の危機に直面していると考えられる。一例として、1972年発効の米ソ／米露2国間の弾道弾迎撃ミサイル（Anti-Ballistic Missile: ABM）条約では、2001年に米国が増大するミサイル脅威とミサイル防衛の必要性を掲げて脱退を通告し、その後、同条約は2002年に失効した³⁵。1988年発効の中距離核戦力（Intermediate-range Nuclear Forces: INF）全廃条約は、かねてより米国からロシアによる条約違反のミサイル発射試験への懸念が示されてきたが、2019年に米国がロシアのSSC-8（9M729）地上発射巡航ミサイル（ground launched cruise missile: GLCM）開発を理由に挙げて履行を停止すると、これに反応してロシアも同様の措置を講じ、同年に同条約が終了した³⁶。1992年発効の欧州通常戦力（Conventional Armed Forces in Europe: CFE）条約では、2007年にロシアがCFE条約適合合意へのNATO諸国の未批准を理由に同条

約の履行を停止し、2011年には米国もロシアの行動を理由に、特定の条約義務に関する離脱に踏み切った経緯があった³⁷。そして2023年5月、ウクライナ侵攻で欧州の安全保障環境が大きく揺らぐ中、ロシアのプーチン大統領は同条約への参加を終了させる法令に署名し、同年11月に正式に脱退した³⁸。2002年発効のオープンスカイズ条約（Treaty on Open Skies）においても、2020年に米国がロシアの違反行為を理由に同条約からの脱退を表明し、翌2021年にはロシアもやはり脱退手続きの開始を発表し、同年に脱退した³⁹。新STARTも2023年2月にロシアのプーチン大統領から履行停止が発表され、条約期限が2026年に迫る中、その行方をめぐって予断を許さない状況にある⁴⁰。2023年11月にはロシアが包括的核実験禁止条約（Comprehensive Nuclear Test-Ban Treaty: CTBT）の批准を撤回する決定を行い⁴¹、米国が最初に核実験を行わない限りロシアも核実験は再開せず、また核実験モラトリアムの遵守と同国領土内での国際監視制度（International Monitoring System: IMS）監視ステーションの運用は継続する旨の声明を発表した⁴²。これらの事例が示すポイントは、特定の軍備管理条約が「第二の核時代」のさなかに終了や履行停止に追い込まれているという事実であり、前述した軍備管理に期待される価値や役割の毀損が進行する、「軍備管理『条約』の終焉」の厳しい現実だといえよう⁴³。

なお、こうした懸念すべき状況の一方で、③の多国間の軍縮・不拡散条約も、核軍縮の停滞問題に直面してきたことにも触れないわけにはいかない。1970年に発効した核兵器不拡散条約（Nuclear Non-Proliferation Treaty: NPT）は核不拡散、核軍縮、原子力平和利用の3本柱からなり、今日の国際核秩序の中核を占めるが、特に核軍縮誠実交渉義務（同第6条）を規定することで知られる。しかし、米露2国間の核軍備管理体制の毀損、東アジアや南アジア、そして中東における地域安全保障と核拡散の問題、NPTの過去の運用検討会議でなされたコミットメントの不均衡な履行やNPTの普遍性の欠如、さらには核兵器が果たすプラスとマイナスの役割への各国の見解の相違などから、核軍縮をめぐって国際社会が深刻な分断に直面してきたことが指摘される⁴⁴。このため、NPTを中心とした国際核秩序や、核不拡散の国際規範を維持・強化することが目下の重要課題となっている。こうした一方で、一部の非核兵

器国が市民社会の働きかけの下に行動を起こし、短期間のうちに条約交渉を進めた結果、2017年に国連総会で核兵器禁止条約（Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons: TPNW）が採択され、2021年に同条約の発効に至っている。核兵器国が参加せず実効性を伴わないとされるTPNWだが⁴⁵、「核兵器のない世界」に向けた「出口」とも位置付けられ⁴⁶、「軍備管理『条約』の終焉」とは別の側面で生じた、核をめぐる多国間での新たな動きとなっている。

5. 本書の構成について

本書は以下大きく4つの章から構成されており、それぞれに個別のテーマの下で学術的な焦点が当てられている。

第1章（執筆：栗田真広）は、核保有国間の対立において、相互脆弱性に基づく戦略的安定の確立は常に望ましいものといえるのか、という理論的な問題を提起する。そのうえで、今日の核保有国間対立一般において、相互脆弱性に基づく戦略的安定が、核未満のレベルの対立にいかなる影響を及ぼし、またその帰結が核レベルでの抑止関係にどのような含意をもたらすのかという問いを設定し、これらを冷戦期の理論的蓄積に今日の文脈も勘案した形で理論面から論じるものである。今日の核保有国間の対立では、いわゆる安定—不安定のパラドックスによる作用として、核レベルでの相互脆弱性の下で、核抑止の効果が核未満（通常戦争）のレベルまで及ぶと考えられる。このとき、通常戦力で劣位の現状打破国がエスカレーション・ラダーの低いレベルで現状変更行動を起こす余地の拡大が予想される。さらに、そうした形での現状変更行動は、現状維持国側では最大限の通常戦力での反撃オプションを追求する動きを、現状打破国側では戦術核兵器などの導入で核抑止効果の下限を引き下げようとする動きを引き起こす可能性がある。これらを念頭に、栗田は今日の核保有国間対立の文脈において、相互脆弱性に基づく戦略的安定には、無視し難い負のインプリケーションが伴い得るとの見方を示している。ただし、これらの危険な動きの起点となる安定—不安定のパラドックスに沿った現状

変更行動の深刻化は必然的なものではない。すなわち、現状打破国側がパラドックスに沿った形で用い得る、エスカレーション・ラダーの低いレベルでの現状変更行動的手段には、エスカレーション管理の観点でいくつかの制約がある。また、現状維持国側には、同様にエスカレーション・ラダーの低いレベルでの反撃によってコストを賦課することで、相手側の現状変更行動を抑制させる余地があることを論じている。

第2章（執筆：大西健）は、相手の行動を変えるために核威嚇を用いる戦略である核強要の有効性と成功条件を理論面から考察している。本章はまず、核強要を扱った先行研究を概観し、核強要の概念とメカニズムを整理している。そして、当該分野の先行研究がリストアップした意図的な核強要の使用事例を確認し、多くの事例が結果的に失敗に終わっていることを紹介する。そのうえで、核保有国間の核強要の例外的な成功事例としてキューバ危機と中ソ国境紛争を、失敗事例としてベルリン危機、2017～2018年の朝鮮半島危機、ウクライナ戦争を取り上げて、それぞれの帰結をもたらした要因を考察するために比較事例分析を行っている。大西はこの分析の中で強要の成否に影響し得る幅広い要素の分布を確認し、核強要のタイプに応じて異なる成功条件が存在する可能性を指摘する。瀬戸際戦略型の核強要については、①要求内容が相手側の死活的利害を回避、②強要側が相手側本国を核攻撃可能、③強要側に有利な核戦力バランスが存在、④当事者が通常戦力を行使、⑤関係アクターの行動の統制喪失事案が発生、⑥強要側が拒否型の圧力を使用、⑦強要側が最後通牒を使用、⑧強要側がプラスの誘因を使用の各要素を成功条件として挙げている。一方、意図的な核使用の威嚇に基づく強要の成功条件については、上記の①～④に加え、⑤関係アクターの行動の統制喪失事案が不在、⑥強要側に強い国内支持が存在、⑦強要側の決意の強さを示す先例が存在、⑧相手側が孤立の各要素が該当すると論じている。核強要の歴史的事例が少ないこともあり、これらが必ずしも核強要の成功要件を網羅しているとは限らないものの、瀬戸際戦略で十分な恐怖を生み出すには相当危険な事態が必要であり、意図的な核攻撃の脅しの場合にも武装解除のための核の先行使用

が現実的となるほどの圧倒的な核優勢が必要と思われることから、核強要を成功させるのは容易ではないと大西は論じている。

第3章（執筆：有江浩一）は、新領域（宇宙・サイバー・電磁波・認知の各領域）における活動が核兵器システムにどのように関わり、いかなる影響を及ぼすのかを考察している。ここでは、新領域における活動のイネーブラー（enabler）となり得るAIなどの新興技術の影響も分析対象とする。本章の主要な問いは、新領域と核兵器システムとの関わりが核抑止を安定化させるのか、それとも不安定化させるのかにある。宇宙領域を例にとれば、核兵器システムのうち、早期警戒や通信などを担う人工衛星はさまざまな攻撃に脆弱であるが、これらの衛星の機能を停止させるような重大な攻撃はこれまでに行われていない。このことから、核兵器システムを構成する衛星への攻撃を相互に自制するインセンティブが核保有国間で働いていると考えられ、核抑止の安定化に寄与しているにとらえることもできる。他方で、危機が発生した際にこうしたインセンティブが維持されるとは限らず、実際に対衛星攻撃が行われた場合は被攻撃国の第二撃能力の脆弱化を招き、核抑止を不安定化させるものとなる。これらを踏まえると、新領域と核兵器システムの間には核抑止を不安定化させる可能性が高いと結論付けられる。また、新領域における核抑止の安定化を図るための政策課題は何か、さらに新領域をめぐる核保有国間関係を安定させるためにどのような軍備管理アプローチが望ましいかについて、近い将来に宇宙・サイバー・電磁波・認知の各領域が新興技術の発展に伴って急速な進化を遂げ、核兵器システムにさらなる負荷をかけていくであろうとの前提から、まずは規範的な軍備管理アプローチを試みる必要性を指摘する。拡大するドメインや、発展するAIなどの新興技術が今後核兵器システムにどのように関わるかが注目される中、本章の考察は新領域における核抑止の安定性を高めるための政策的処方箋を導出する重要な手掛かりを含むものである。

第4章（執筆：一政祐行）は核兵器政策と軍備管理をテーマに、主要国で

核兵器がいかに位置付けられ、そして近年の主要な軍備管理論がどのような言説の下で展開されているかを包括的に扱っている。前者においては、従来、核兵器政策として論じられてきた多岐に及ぶ焦点から、ウクライナ侵攻と核の威嚇で注目された消極的安全保証（negative security assurance: NSA）と、大国間競争の中で核弾頭数を大幅に増強させる中国が採用し、その政策の維持が注視されている先行不使用（no first use: NFU）を取り上げ、個別に考察している。そのうえで、こうした核兵器の使用条件も含めて主要国の核ドクトリンを俯瞰的に検討した結果、これまで複数の事例でNFUの採用が焦点となったものの、結果的に先行使用政策が採用されてきたことが浮き彫りになったほか、近年、「核の復権」を背景に抑止力の維持・強化のために核戦力近代化が進む一方で、軍備管理へのアプローチや核兵器の削減方針には、核兵器国や核保有国で必ずしも共通項はみられないと結論付けている。

他方、後者においては「第一の核時代」以来のタカ派、ハト派、そしてフクロウ派の核抑止と軍備管理論への再考を皮切りに、戦略的安定に資する軍備管理の新たな言説を近年の先行研究に求めた。具体的には、①核戦争の回避と抑止力重視の軍備管理論、②国際規範重視型の軍備管理論、③「核兵器のない世界」に向けた軍備管理論の3類型の下にそれらの主要な言説の特性や批判を検討した。そのうえで、新たに「大国間競争下での合理的軍備管理措置」と名付けて、意図せざる核戦争の回避を主眼とするフクロウ派的なスタンスの下に、短期的／中長期的な軍備管理課題の析出に取り組んだ。これらの中には、ホットラインの技術的更新や重層的な戦略対話の実施、検証文化の共有、核不拡散の国際規範の立て直しなど、短期的に取り組むべき課題もあれば、現在の安全保障環境では困難な挑戦ではあるものの、検証可能な核軍備管理合意に向けた交渉や、相互主義的なNFU合意といった事項も検討している。このように、第4章は主として政策論的な側面から「第二の核時代」の現在を見つめ、戦略的安定に向けた現実的な政策課題として、新たな軍備管理の在り方を模索するものだといえよう。

さらに、上記の4つの章に付随する形で、気鋭の若手研究者によって執筆

された論考をコラムとして収録した。「核戦略の論理をめぐる二潮流」（本山功）は、米国の核戦略論における核抑止論者と核優勢論者に着目し、それぞれの言説を踏まえて米国の2022年版「核態勢見直し（Nuclear Posture Review: NPR）」を読み解く試みを行っている。「評判による抑止と強要」（前田祐司）は、核抑止の信頼性や信憑性を論じる際に重要となる、決意や能力といった変数をめぐる「評判（reputation）」の概念を多角的に検討している。「非核兵器国の核レバレッジとイラン」（吉田智聡）では、イランの核問題を対象に、核兵器開発をレバレッジにする交渉アプローチと、核兵器開発の当事国での仮想的核戦力概念について考察している。

以上のように、本書は国際政治と核兵器にまつわる諸問題と、その境界領域を専門とする防衛研究所の複数の研究者によって、新たな「核時代」の地平を学術的に、かつ多様な視座から問い直すことを企図したものである。「核時代」にまつわる議論の裾野は広く、また先行研究にも分厚い知的蓄積がある。本書としても、その多岐に及ぶ論点を網羅的にカバーしているわけではないものの、執筆に携わった研究者間で何度も議論を重ね、先達の議論をひもときつつ、「核時代」の新たな論点について掘り下げて研究を行った。こうした研究者の分析や考察を収めた本書が、読者の方々に「核時代」の今日に何が起こっており、今後いかなる展望が開けるのかを視るための「レンズ」の役割を果たすことを願ってやまない。

最後に、本書におけるすべての議論は、執筆したそれぞれの研究者による個人的な見解であり、所属する機関の見方を代表するものではないことをお断りしておきたい。

- 1) Colin S. Gray, *The Second Nuclear Age* (Boulder: Lynne Rienner Publishers, 1999), 1-4.
- 2) Paul Bracken, "In the Second Nuclear Age, Information Advantage Defines the Balance of Power," Yale Insights website, August 11, 2020.
- 3) Michael S. Gerson, "Conventional Deterrence in the Second Nuclear Age," *Parameters* 39, no. 3 (Autumn 2009): 44.
- 4) Rod Lyon, "Re-envisioning the Second Nuclear Age," Australian Strategic Policy Institute (February 19, 2015).
- 5) Paul Bracken, "E-Notes: The Structure of the Second Nuclear Age," Foreign Policy Research Institute (September 13, 2003).
- 6) 一政祐行「転換点に向かう『第二の核時代』——顕在化する多元的な核の脅威」『軍縮研究』第13巻第1号(2024年3月)3頁。なお、「第二の核時代」から「第三の核時代」への移行条件は先行研究においても合意がない。このため、本書はあくまでも「第二の核時代」の文脈において、これらの新たな要素を受けとめることとしたい。
- 7) Mark B. Schneider, "Escalate to De-escalate," U.S. Naval Institute (February 2017).
- 8) Jay Ross, "Time to Terminate Escalate to De-Escalate — It's Escalation Control," War on the Rocks website, April 24, 2018.
- 9) Schneider, "Escalate to De-escalate."
- 10) Laura Smith-Spark, Alla Eshchenko and Emma Burrows, "Russia was Ready to Put Nuclear Forces on Alert over Crimea, Putin Says," CNN, March 16, 2015.
- 11) Lauren Gambino, "Donald Trump Boasts that his Nuclear Button is Bigger than Kim Jong-un's," *Guardian*, January 3, 2018.
- 12) Steven Pifer, "Russia, Nuclear Threats, and Nuclear Signaling," Brookings Commentary website, October 13, 2023; Guy Faulconbridge, "Putin Ally: West Increasing Risk of Weapons of Mass Destruction Being Used," Reuters, November 8, 2023.
- 13) 高橋杉雄、秋山信将「『核の復権』の現実」秋山信将、高橋杉雄編著『『核の忘却』の終わり』(勁草書房、2019年)3頁。
- 14) 一例として以下を参照。Mariana Budjeryn, "Distressing a System in Distress: Global Nuclear Order and Russia's War against Ukraine," *Bulletin of the Atomic Scientists* 78, no. 6 (2022): 339-346; Tytti Erasto, "More Investment in Nuclear Deterrence Will Not Make Europe Safer," Stockholm International Peace Research Institute (December 5, 2023).
- 15) Phelan Chatterjee, "How Sweden and Finland Went from Neutral to NATO," BBC, July 11, 2023.
- 16) "NATO 2022 Strategic Concept," NATO, June 29, 2022.
- 17) Choe Sang-Hun, "In a First, South Korea Declares Nuclear Weapons a Policy Option," *New York Times*, January 12, 2023.
- 18) [U.S.] Department of State, "Joint Statement on the Extended Deterrence Strategy and Consultation Group Meeting," September 16, 2022.
- 19) [U.S.] Department of Defense, "Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2023 Annual Report to Congress," October 2023, 103-104.
- 20) Andrew F. Krepinevich Jr., "The New Nuclear Age: How China's Growing Nuclear Arsenal Threatens Deterrence," *Foreign Affairs* 101, no. 3 (May/June 2022): 92.
- 21) Mel Deaile, "The Problem with Three: Great Power Competition Deterrence," Air University Wild Blue Yonder website (April 13, 2021).
- 22) Tong Zhao, "How Will America Deal with Three-Way Nuclear Deterrence?" *Economist*, December 12, 2022.
- 23) Andrew Futter, "Deterrence, Disarmament in the Third Nuclear Age," Hiroshima Organization of Global Peace website, April 2022, 10.
- 24) 以下、本書では核兵器不拡散条約(NPT)が規定する米露英仏中の5核兵器国を「核兵器国」、NPTの枠外で核兵器を保有するインド、パキスタン、イスラエル(核兵器の保有を否定も肯定もしない)を実質的な核保有国とする。また、国連安保理決議に違反し、NPTを中心とした核不拡散体制への重大な挑戦と受け止められている北朝鮮の核開発だが、本書においては便宜上、同国も核保有国のカテゴリにて論じるものとする。
- 25) Gregory D. Koblenz, "Strategic Stability in the Second Nuclear Age," Council on Foreign Relations website, November 2014, 20.
- 26) Lynn Rusten and Mark Melamed, "The Three-Competitor Future: U.S. Arms Control with Russia and China," *Arms Control Today* 53, no. 2 (March 2023).
- 27) Julian E. Barnes and David E. Sanger, "U.S. Will Try to Bring China Into Arms Control Talks," *New York Times*, June 2, 2023.
- 28) Kelsey Davenport, "The Iranian Nuclear Crisis: Time for Plan B," *Arms Control Today* 52, no. 10 (December 2022): 6-11.
- 29) Julian Borger, "Crown Prince Confirms Saudi Arabia Will Seek Nuclear Arsenal if Iran Develops One," *Guardian*, September 21, 2023.
- 30) Ece Toksabay, "Erdogan Says It's Unacceptable that Turkey Can't Have Nuclear Weapons," Reuters, September 5, 2019.
- 31) "States Invest in Nuclear Arsenals as Geopolitical Relations Deteriorate, New SIPRI Yearbook Out Now," Stockholm International Peace Research Institute website, June 12, 2023.
- 32) Kelley M. Sayler, "Hypersonic Weapons: Background and Issues for Congress,"

CRS Report for Congress website, February 13, 2023, 11.

- 33) Steven E. Miller, “A Nuclear World Transformed: The Rise of Multilateral Disorder,” *Daedalus* 149, no. 2 (Spring 2020): 30.
- 34) ジョゼフ・ゴールドブラッド (浅田正彦訳) 『軍縮条約ハンドブック』 (日本評論社、1999年) 1-12 頁; Thomas C. Schelling and Morton H. Halperin, *Strategy and Arms Control* (New York: Elsevier Science Ltd, 1985), 3.
- 35) Wade Bose, “U.S. Withdraws from ABM Treaty: Global Response Muted,” *Arms Control Today* 32, no. 6 (July/August 2002): 14-15.
- 36) [U.S.] Department of State, “Press Statement: U.S. Withdrawal from the INF Treaty on August 2, 2019,” August 2, 2019.
- 37) Kingston Reif, “Russia Completes CFE Treaty Suspension,” *Arms Control Today* 45, no. 3 (April 2015): 5.
- 38) Gabriela Iveliz Rosa Hernández, “Russia Formally Withdraws from CFE Treaty,” *Arms Control Today* 43, no. 5 (June 2023); Guy Faulconbridge and Lidia Kelly, “Russia Formally Withdraws from Key Post-Cold War European Armed Forces Treaty,” Reuters, November 7, 2023.
- 39) “Treaty on Open Skies,” NTI; Olzhas Auyezov, “Russia to Leave Open Skies Arms Control Treaty on Dec. 18,” Reuters, June 18, 2021.
- 40) Andrew Roth and Julian Borger, “Putin Says Russia Will Halt Participation in New Start Nuclear Arms Treaty,” *Guardian*, February 21, 2023.
- 41) Andrew Osborn, “Putin Revokes Russian Ratification of Global Nuclear Test Ban Treaty,” Reuters, November 3, 2023.
- 42) Andrew Osborn, “Russia Accuses US of Nuclear Testing Site Activity, Says It Won’t Test Unless US Does,” Reuters, October 11, 2023.
- 43) 一政「転換点に向かう『第二の核時代』」11 頁。なお、近年「軍備管理の終焉 (end of arms control)」が盛んに論じられているが、本章では軍備管理自体が終焉を迎えているわけではなく、あくまでも特定の軍備管理条約が終焉の状況に直面しているとの整理を行っている。
- 44) 「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議——議長レポート」外務省ウェブサイト (2019 年 10 月) 36-39 頁。
- 45) 「林外務大臣会見記録」外務省ウェブサイト (2022 年 6 月 21 日)。
- 46) 「『核兵器のない世界』に向けた国際賢人会議についての会見」首相官邸ウェブサイト (2022 年 12 月 11 日)。